

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 5 年 9 月

※本資料は第 6 4 回審査会（令和 5 年 2 月 6 日）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 被害者への賠償に係る対応

- 福島第一原子力発電所からの線引きを理由にする賠償基準を改め、影響を受けている実態を反映し、精神的損害その他の賠償について、特に旧緊急時避難準備区域との格差のないよう、「指針」を改めること。（鹿島区行政区長会）
- 中間指針第 5 次追補は、区域外避難者等も除外されており対象が狭く、賠償額としても低額であり、不可逆的かつ代替不可能な絶対的損失であるふるさと喪失・変容の実相を的確に捉えたものといえず、対象者及び賠償水準の抜本的拡大すること。（震災支援ネットワーク埼玉代表、早稲田大学災害復興医療人類学研究所）
- 司法判断の確定を待つという消極的な態度を改め、精神的苦痛のみならず、本件原発事故から派生した様々な被害の全体像を調査し、被害実態に則した指針の見直しをすること。（福島県弁護士会）
- 中間指針第 5 次追補は、財物賠償、営業損害賠償などは盛り込まれておらず、さらなる賠償充実のために、調査改善をすること。（関東弁護士会連合会）
- 中間指針第五次追補決定を踏まえ、東京電力が公表した追加賠償基準に基づく賠償請求手続きについて、混乱を生じさせることなく円滑に対応するよう、東京電力を指導すること。（福島県）
- 中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針で示されなかった項目や地域についても相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるよう指導すること。（福島県、東北市長会、福島市長会）
- 当県の現状をしっかりと把握したうえで、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。（福島県）
- 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に

丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。(福島県、福島県市長会)

- 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。また、すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。(全国市長会、北海道・東北六県議会議長会)
- 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会)
- 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センターを経由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。(全国市長会)
- 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応がとられてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。また、農林水産業に係る営業損害についても、出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。(全国市長会、東北市長会)
- 商工業等に係る一括賠償については、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たり、個別訪問等による実態把握に努め、定常的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応させること。(福島県市長会)
- 事故がなければ生じることがなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導する

こと。(宮城県)

- 原発被害を県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うよう、国が東京電力に強く指導監督すること。(東北市長会)
- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による原子力損害賠償紛争審査会中間指針への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされるべきであり、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないよう、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に指針として示すこと。(東北市長会、福島県市長会)
- 放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされたことによる平成24年9月以降の精神的損害に対して、迅速かつ誠実に賠償を行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 原子力損害の賠償に当たっては、被害の実態に見合った賠償を確実かつ迅速に行わせること。また、賠償請求魅了者への請求手続きの周知や相談等を始め、商工業者・農林業者の営業損害や個別請求に対し、誠意ある対応を徹底させるとともに、相当因果関係がある損害が継続する限り、確実に賠償させること。(全国町村会、東北六県商工会議所連合会)
- 自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通していることから、今後、福島県内で地域の分断を生じさせることがないような観点に立ちながら、中間指針第5次追補決定後も、被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。(会津総合開発協議会)
- 双葉町における避難費用及び日常生活阻害慰謝料の賠償となる期間は、少なくとも特定復興再生拠点区域が解除された令和4年8月30日までとするなど、被害者の個別具体的な事情を十分に傾聴した上で、被害実態に即した損害賠償が実行されるよう、再度中間指針を見直していただきたい。(福島県原子力発電所所在町協議会)
- 事故に伴い発生した被害に対し、中間指針第五次追補の基本的な考え方を踏まえ、被害者の個別具体的な事情を十分に傾聴した上で、公平性の確保や被害者の立証責任の軽減が図られ、被害実態に即した損害賠償が事項されるよう、自ら定める指針を普段に見直

すこと。(全国原子力発電所所在市町村協議会)

- 国及び原賠審は、東京電力に対して、中間指針第五次追補による追加賠償対象の約 148 万人について、速やかに請求手続きを完了させ支払いを実施するよう指導すること。また、追加賠償額の地域間格差の是正について、損害の実態の広範かつ十分な調査と評価を行い、公正な被害者救済に取り組むこと。(「原発事故子ども・被災者支援法」推進自治体議員連盟・福島原発震災情報連絡センター)
- 賠償請求手続の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に求めること。(東北市議会議長会)

2. 地方公共団体に係る賠償

- 地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。(福島県、東北市長会、福島県市長会)
- 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により完全賠償すること。(全国市長会)
- 原発事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力による賠償が確実に行われるよう国が責任をもって、東京電力を指導及び支援すること。(埼玉県)
- 地方自治体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実情を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すこと。(宮城県、全国町村会)
- 市民や企業が自ら行った除染費用については、東京電力が全額賠

償するよう強く指導するとともに、対象期間について、平成 24 年 10 月 1 日以降の期間も対象とすること。(東北市長会、福島県市長会)

- 自治体が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、その実施体制に要する費用を含め、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続きを簡素化するとともに、確実かつ迅速に賠償を行わせること。また、ALPS 処理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること。(東北市長会、福島県市長会)
- 原子力発電所事故によって生じた税金の減少分について、目的税はもとより固定資産税を含む普通税も確実に賠償を行わせること。また、自主避難者の発生に伴う水道使用料金の減収や原子力発電所事故の風評により観光客が減少したことによる公立観光施設における逸失収入について、全て確実かつ迅速に賠償を行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 自治体が民間事業者と同等の立場で行う事業については、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 原発事故により生じた直接被害や風評被害、地方公共団体が事故に起因して負担した行政費用 等について、迅速かつ確実に賠償させること。(全国町村議会議長会)

3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

- 東京電力に対し、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。(福島県)
- 原子力損害賠償紛争解決センターが提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求

によって一律に対応させること。(東北市長会、福島県市長会)

- 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介実例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求によりすべての被害者への公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(東北市長会、福島県市長会)
- 紛争の早期解決に向けた「原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)」による和解仲介手続きの周知徹底、ADRセンターの人員体制の強化等による審査の迅速化を行うこと。(日本商工会議所)
- 「原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)」の利活用促進に向けた広報の徹底、ADRセンターの人員体制の強化等による審査の迅速化を行うこと。(日本商工会議所)
- 手続きの事務的精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対する損害賠償制度の周知・サポート体制の強化(個別訪問、コールセンターや個別相談窓口による丁寧な対応、弁護士等による手続き書類作成や代理人手続き支援を行うこと。(日本商工会議所)

4. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

- いわゆる風評被害については、個々の事業者が相当因果関係を立証するための客観的データを収集することが難しく、中間指針の賠償基準は抽象的であり、当事者の公平な自主的紛争解決の目安としては十分に機能していない。原賠審及び東京電力に対し、風評被害による損害の適切な賠償の実現をすること。(福島県弁護士会)
- ALPS 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生した場合の賠償については、関係団体等の意見を丁寧に伺いながら、風評被害の推認方法や賠償額の算定方法など具体的に取り組むよう東京電力を指導するとともに、国が最後まで責任をもって対応すること。(福島県、北海道・東北六県議会議長会、全国都道府県議会議長会)

- 新たな風評被害を発生しないための万全の対策を取ってもなお、風評被害が発生する場合には、被害の実態に見合った賠償が確実になされるよう、東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。(全国市長会、宮城県、福島市長会、全国町村会、全国町村議会議長会)
- 自治体を実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても賠償の対象とすること。(全国市長会、東北市長会)
- 原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応と適時適切に行うこと。(全国市長会、東北市長会、福島市長会)
- 新たな風評を発生させないという強い決意の下、行動計画に基づき政府一丸となって、正確な情報発信はもとより、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業、商工業をはじめとする福島県の幅広い業種に対する、万全な風評対策を徹底に講じること。(福島県市長会)
- 新たな風評被害を生じさせないための対策を講じつつも損害が生じた水産事業者に対しては、地域に限定することなく、国の責任において、実態に見合った賠償を迅速かつ適切に対応すること。(全国市長会水産都市協議会、東北六県商工会議所連合会)
- 紛争の早期解決に向けた「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解仲介手続きの周知徹底、ADR センターの人員体制強化等による審査の迅速化(再掲)。(日本商工会議所)
- ALPS 処理水の取扱いに関し、新たな風評被害を最小にとどめるために実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、賠償の対象とすること(一部再掲)。(東北市長会、福島県市長会)

5. 法制度に係る対応

- 未だに、損害賠償請求の未了の者が少なくなく、6割以上の者が損害賠償請求権が時効消滅することを知らない状況があることから、原発事故から10年以上経過した後であっても損害賠償請求権が時効により消滅しないことを法的に明確にするため、損害賠償請求

権の時効期間を延長する法改正を行うこと。(震災支援ネットワーク埼玉代表、早稲田大学災害復興医療人類学研究所)

- 福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。(原子力発電関係団体協議会、原子力発電関係道県議会議長協議会)
- 万が一事故が起きた場合には、国は、被災者への賠償を含め、責任をもって対処すること(原子力発電関係道県議会議長協議会)
- 東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。(再掲)
(福島県、東北市長会、福島県市長会)
- 全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、賠償請求未了者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、「指針」に明記されていない損害への対応を含め、「第四次・総合特別事業計画」に明記したとおり将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導すること。(東北市長会、福島県市長会、北海道・東北六県議会議長会)
- 消滅時効が成立する10年経過後も時効が援用されず、損害賠償請求対応が可能であることの周知徹底を行うこと。(日本商工会議所)
- 原子力災害時の被災者救済に関し、関係法令の改正や整備を行い、国の責任の在り方を明確にすること。(全国原子力発電所所在市町村協議会)